

# いじめ対応基本マニュアル

県立長岡商業高等学校

## 1 いじめとは

### ◎いじめ防止対策推進法第2条（いじめの定義）

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめであるか否かを判断することが重要。

### ◎いじめ防止対策推進法第23条（いじめに対して学校が行うべき措置）

個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、

#### ①いじめの事実確認

いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ再発を防止するため、

#### ②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援

#### ③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

（必要に応じて、加害児童生徒に対する別室指導等を検討）

#### ④いじめに係る情報を、加害児童生徒・被害児童生徒双方の保護者と共有

また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、所轄警察署との連携をはかる。

### いじめ防止対策推進法第28条（いじめ重大事態に対する学校の対処）

#### ◎いじめ重大事態とは

「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」または「いじめにより相当の期間（めやす年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」

#### いじめ重大事態に対する学校の対処

#### ①速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うこと

②①の調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童および保護者に対して、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供するものとする

## 2 いじめに対応するための組織

すべての教職員がいじめの発見や予防・防止等に重要であることに疑念はないが、いじめ防止等に係る措置を迅速かつ実効的に行うために、「いじめ防止対策委員会」を組織する。

### （1）いじめの一次判断

いじめと疑われる事案が発生した場合、速やかにいじめに対処するために、一次判断（＝いじめの疑いがあるという仮判断）を管理職・いじめ対策推進教員・生徒指導部長で行う。その後、被害者から必要な事情聴取などを行い、速やかに、いじめ防止対策委員会における認知（いじめであるという認定）と対応の検討に入る。

### （2）一次判断後に行う「いじめ防止対策委員会」の会議

#### ① 委員構成

校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導部長、各学年主任、養護教諭、教育相談・特別支援教育推進委員長、人権同和教育推進委員長、スクールカウンセラー

※以下の場合、当該学級の担任（場合によっては部活動顧問等）も必ず加わる。

- ・いじめの一次判断後のいじめ認知を行う会議
- ・いじめに関して、当該生徒（被害者側・加害者側）や保護者に対する対応を決める会議

② 主な活動

- ・いじめ認知（いじめであるという確定判断）、**重大事態かどうかの組織判断**（県教委への報告・調査組織の設置・基本調査の実施）
- ・いじめ対応の検討
- ・いじめ対応状況の確認
- ・いじめ対応の検証、修正
- ・いじめの予防や対策に関する全体指導計画の企画・立案
- ・教職員対象研修会の実施

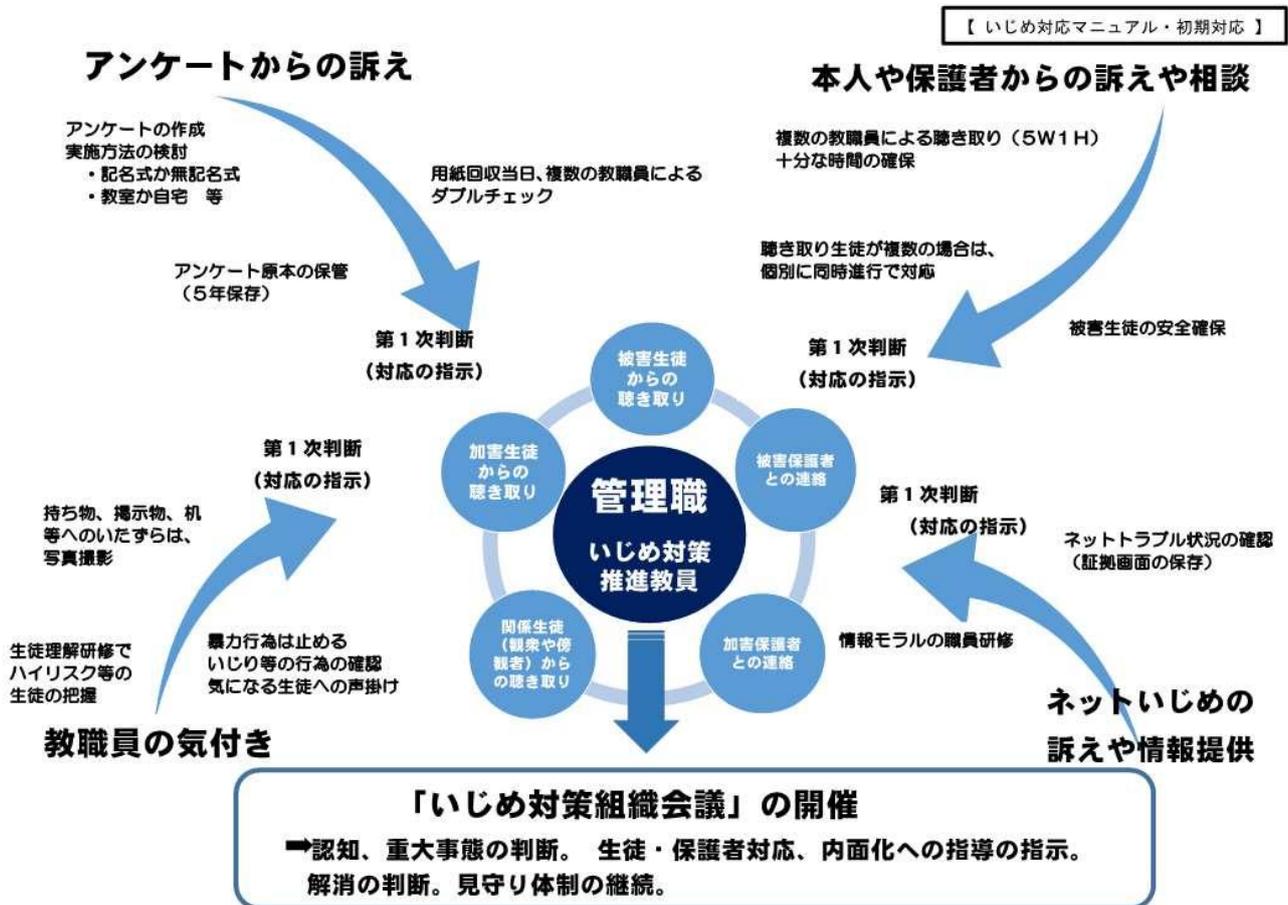
※いじめ認知や対応の検討のための会議は、速やかに行う。

(3) いじめ対策推進教員の役割

- ・いじめと疑われる事案が発生した場合、いじめの一次判断に加わる。
- ・いじめ情報の集約を行い、いじめ防止対策委員会の会議資料の作成などを行う。
- ・いじめ防止のための啓発活動などを行う。

3 いじめ対応基本マニュアル

<初期対応イメージ>



## 対応の流れ

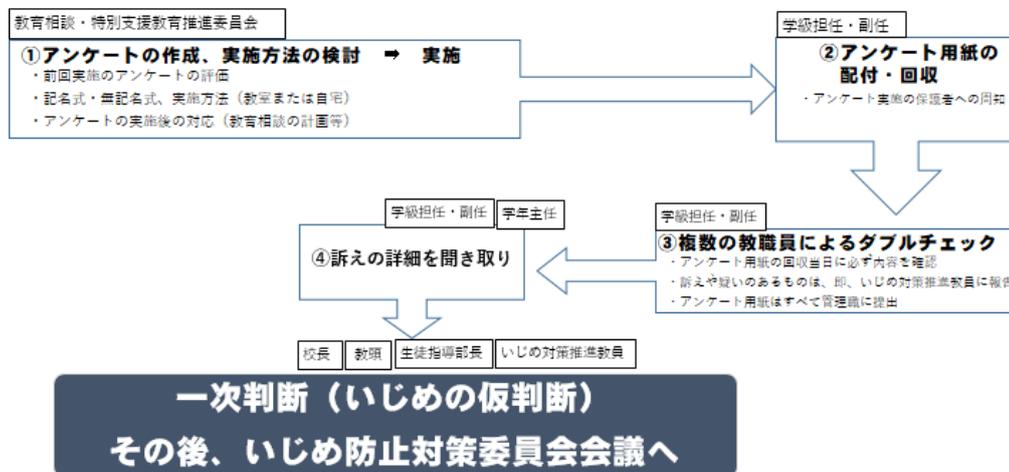
いじめと疑われる事案の発生→複数体制での情報収集→一次判断（仮判断）→第1回いじめ防止対策委員会開催（いじめ認知と対応の決定）

### 個別事案発生時の対応マニュアル

（事案発生から一判・、第1回いじめ防止対策委員会開催までの流れ）

#### a アンケートからの訴え

### アンケートからの訴えへの対応マニュアル



#### <初期対応の留意点>

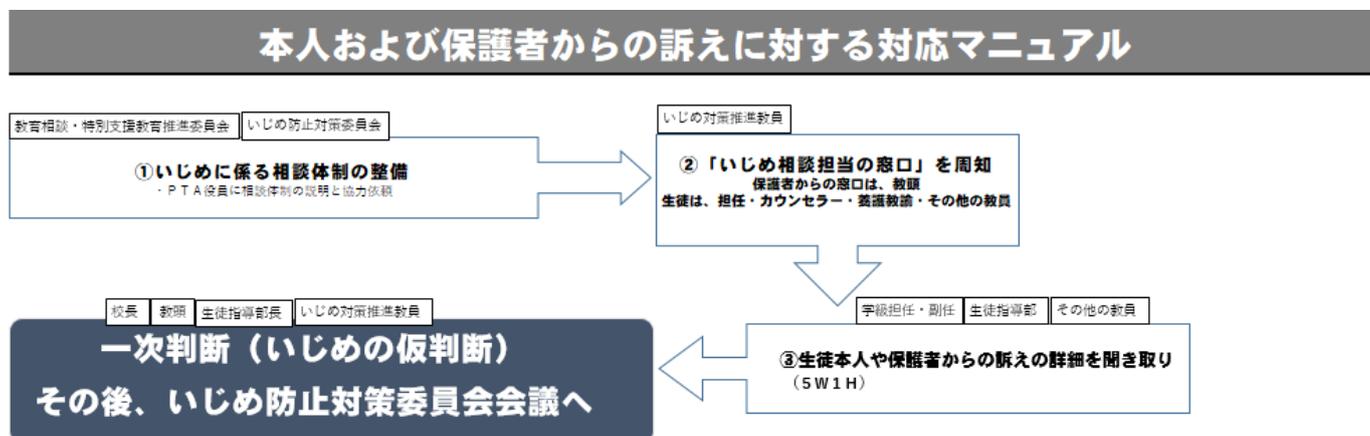
- ・アンケート回収後、**複数の教員によるチェック**（アンケート原本は保管）
  - ・回収後、複数の教職員によるダブルチェック
- ※聞き取りは、担任・副任・学年・生徒指導部などで行う
- 聞き取った内容は、「生徒指導メモ」等を活用し、5W1Hに基づき詳細に正確に記録する。

- ①教育相談・特別支援教育推進委員会がアンケートの作成・実施方法の検討をし、実施する。
- ②学級担任・副任がアンケート用紙の配付・生徒に記入させ、回収する。
- ③学級担任と副任は、アンケート回収後記入内容の確認・集計を行う。（単独で行わないこと）  
いじめに関する記述がある場合には、速やかに管理職へ報告する。
- ④いじめの訴えや疑いが認められる場合、担任・副任・生徒指導部・その他関係教員を中心に、  
記入した生徒や被害者と思われる生徒へ**複数体制で聞き取り**を行う（**「生徒指導メモ」に必ず記録する**）
- ⑤一次判断を管理職・生徒指導部長・いじめ対策推進教員で行う。

⑥いじめ防止対策委員会第1回会議を行い、いじめの認知と対応について、速やかに検討し決定する。この認知と対応の決定の会議には、当該学級担任等を必ず構成員に入れる。

※被害生徒や加害生徒の人物およびその人間関係や事案の発生の背景について、よく知る者が加わり、いじめ認知や対応を決めることが重要である。

## b 本人や保護者からの訴え



<初期対応の留意点>

- ・複数の教職員による聞き取り（十分な時間の確保）
- ・聞き取り生徒が複数の場合は、個別に同時進行で対応
- ・被害生徒の安全確保

※聞き取りは、担任・副任・学年・生徒指導部などで行う。

聞き取った内容は、「生徒指導メモ」等を活用し、5W1Hに基づき詳細に正確に「記録」する。

※いじめに係る校内の相談体制の整備を、教育相談・特別支援教育推進委員会およびいじめ防止対策委員会で行う。

※いじめ対策推進教員は、校内の「いじめ相談担当窓口」（対保護者、対生徒）の周知を行う。県の相談窓口についても周知する。

①生徒（本人・友人など）や保護者からいじめの訴えや相談が寄せられた場合、担任・副任・生徒指導部・その他関係教員を中心に複数体制で詳細の聞き取りを行う。（「生徒指導メモ」に必ず記録する）

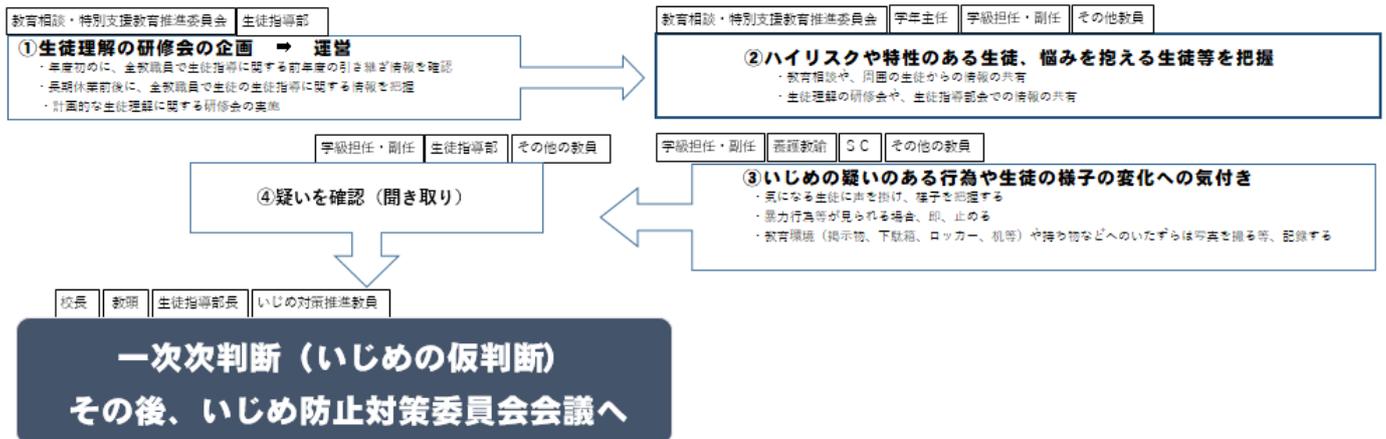
②一次判断を管理職・生徒指導部長・いじめ対策推進教員で行う。

③いじめ防止対策委員会第1回会議を行い、いじめの認知と対応について、速やかに検討し決定する。この認知と対応の決定の会議には、当該学級担任等を必ず構成員に入れる。

※被害生徒や加害生徒の人物およびその人間関係や事案の発生の背景について、よく知る者が加わり、いじめ認知や対応を決めることが重要である。

## c 教職員の気づき

### 教職員が発見したいじめへの対応マニュアル



#### < 初期対応の留意点 >

- ・ 持ち物、掲示物、机等へのいたづらは、写真撮影（証拠の保全）
- ・ 暴力行為は、すぐにやめさせる
- ・ いじめ、いじり等の行為の確認
- ・ 気になる生徒への声かけ、見守りを同時に

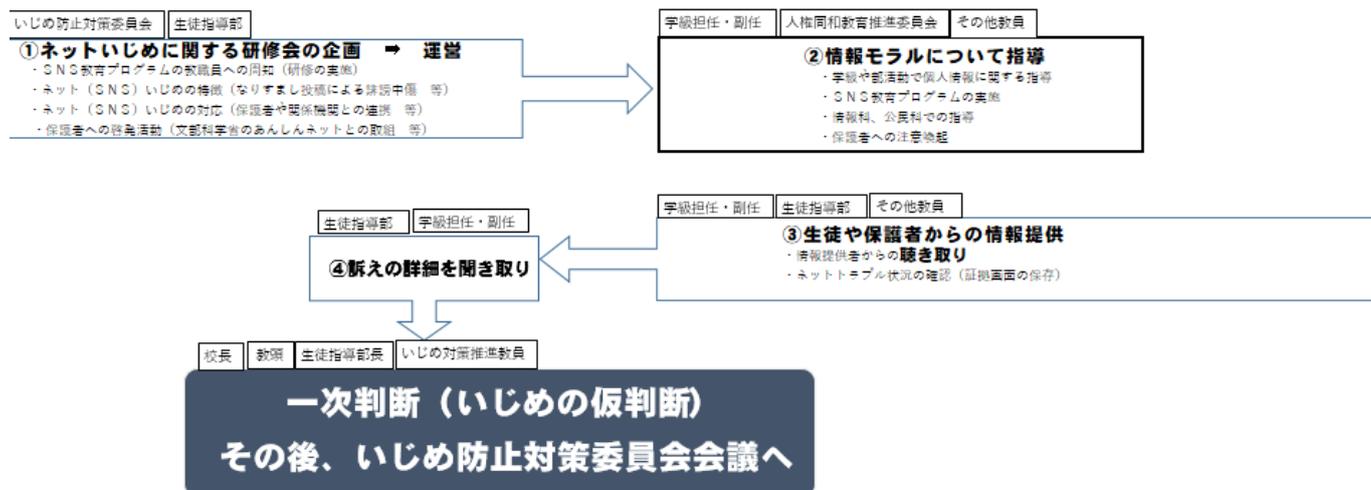
※教育相談・特別支援教育推進委員会が中心となり、生徒理解の研修会の企画・運営を行う。いじめハイリスクや特性のある生徒、悩みを抱える生徒について情報共有を行う。

- ① いじめの疑いのある行動や、生徒の様子の変化などいじめと思われる事柄に気づいた職員は、管理職に情報を寄せる。
- ② 被害者と思われる対象生徒からの聞き取りを行う。（いじめを受けている認識があるかどうかを含めて）聞き取りは、担任・副任・その他教員・生徒指導部で、複数で行う。必ず「生徒指導メモ」に記録する。いじめを受けていると認めた場合は、③へ。  
 ※被害者と思われる生徒が自らのプライドで「いじめ」ではないと主張することも想定されるので、生徒の気持ちに寄り添って丁寧に聞き取りを行う。いじめを認めなかった場合も、「悩みがあれば、いつでも相談してほしい」ことを伝え、その後見守りを行う。（保護者にも状況によっては、連絡する必要あり）加害側生徒がいる場合には、状況に応じて、いじめと思われる事実に基づいて、「いじめ」という言葉は用いずに加害者側と思われる生徒から聞き取りを行い、行為（事実）の確認をする。（その行為をなぜしたかなど）聞き取った内容は、「生徒指導メモ」に必ず記録する。必ず複数で聞き取りを行う。
- ③ 一次判断を管理職・生徒指導部長・いじめ対策推進教員で行う。
- ④ いじめ防止対策委員会第1回会議を行い、いじめの認知と対応について、速やかに検討し決定する。この認知と対応の決定の会議には、当該学級担任等を必ず構成員に入れる。

※被害生徒や加害生徒の人物およびその人間関係や事案の発生の背景について、よく知る者が加わり、いじめ認知や対応を決めることが重要である。

## d ネットいじめの訴えや情報提供

### ネットいじめの訴えや情報提供の対応マニュアル



＜初期対応の留意点＞

- ・ネットトラブル状況の確認（証拠となる画面の保存）

※SNS教育プログラムの実施計画（LHR年間計画に入れるなど）は、1学年で行う。1～2回の実施とする。

※職員向SNS研修会は、いじめ防止対策委員会が主体となり、計画運営する。

※SNS教育プログラム（生徒への指導）は、いじめ防止対策委員会と1学年が主体となりLHRで担任が実施する。

①いじめの疑いのある書き込みなどをネット上で見つけた者（生徒（本人・友人等）・職員・家族等）が職員に申し出る。職員は、証拠となる画面の保存（スクリーンショットなど）を指示する。

②生徒指導部・担任・その他教員など複数で対象生徒に対する聞き取りを行う。  
 まずは、書き込みをした側（加害側）から行う。必ず「生徒指導メモ」に記録する。その後、書き込みをされた側（被害側）の状況を考慮して、被害状況の説明などを行う。本人がショックを受けることも考えられるので、状況説明をどのように行うかは生徒指導部で熟慮する。

③一次判断を管理職・生徒指導部長・いじめ対策推進教員で行う。

④いじめ防止対策委員会第1回会議を行い、いじめの認知と対応について、速やかに検討し決定する。この認知と対応の決定の会議には、当該学級担任等を必ず構成員に入れる。

※被害生徒や加害生徒の人物およびその人間関係や事案の発生の背景について、よく知る者が加わり、いじめ認知や対応を決めることが重要である。

#### 4 一次判断後、いじめ防止対策委員会で行う（検討する）内容

##### 第1回いじめ防止対策委員会の開催（いじめの組織的対応）

※当該生徒の学級担任などを必ず加えて行う。

会議資料は、いじめ対策推進教員が作成する。

①いじめの認知を行う。いじめと認知された場合、②以下の検討に入る。

②被害者以外の者からの追加の「聞き取り」の範囲を決める。

・被害者本人からもう一度確認が必要か

・他の被害者の存在は ・加害者側 ・いじめについて知っている者

③被害者とその保護者への対応について速やかに検討する。

④加害者側とその保護者への対応について検討する。

⑤S Cや警察などとの連携の必要性について検討する。

⑥第2回いじめ防止対策委員会の開催について決める。

⑦教職員の情報共有について検討する。

（教科担任や部活顧問等へ見守りの依頼の必要性、全職員への周知を行うかどうか）

※いじめ対策推進教員は、会議録の作成を行う。

※第2回委員会も、同じ流れで開催する。

※学級担任については、被害者とその保護者・加害者とその保護者への対応が決まるまで会議に出席し、検討に加わる。

##### <緊急を要する検討>

- 1 事実確認：当事者、時間、場所、内容、背景、要因、期間
- 2 指導方針・指導体制の決定
- 3 当該生徒への指導・支援計画
- 4 保護者との連携

##### <関係機関など>

・高等学校教育課いじめ対策生徒指導支援室

0 2 5 - 2 8 0 - 5 1 2 4

・新潟県いじめ相談電話（毎日24時間） 0 2 5 8 - 3 5 - 3 9 3 0（中越教育事務所）

0 2 5 - 5 2 6 - 9 3 7 8

0 2 5 4 - 2 6 - 7 5 0 9

・県立教育センター教育相談

0 2 5 - 2 6 3 - 9 0 2 9

0 2 5 - 2 6 3 - 4 7 3 7

（電話相談専用ダイヤル）

・新潟いのちの電話

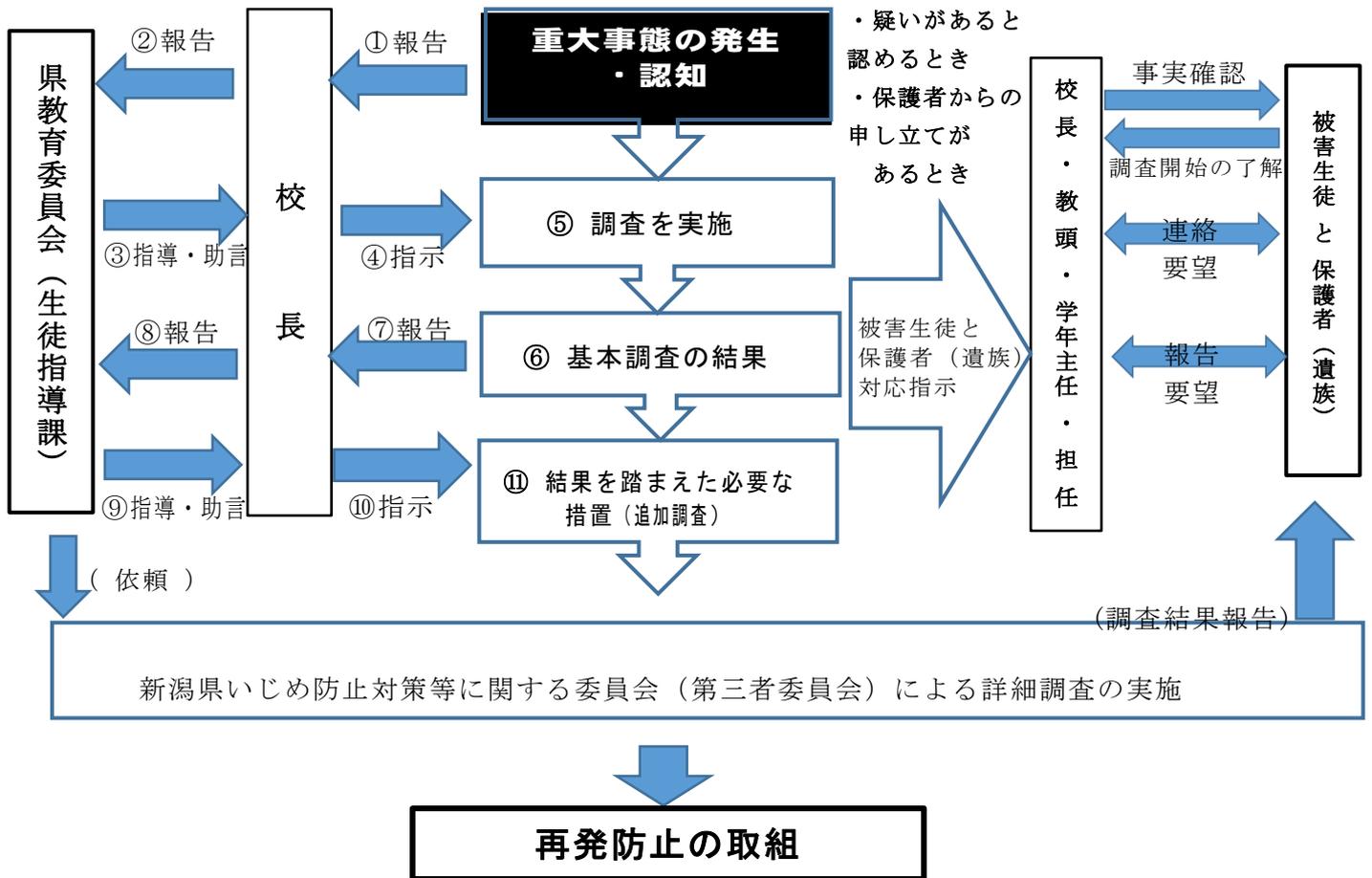
0 2 5 - 2 8 8 - 4 3 4 3

・全国統一の24時間いじめ相談ダイヤル 0 5 7 0 - 0 - 7 8 3 1 0（なやみ言おう）

・新潟県いじめ相談メール [ijime@mailsoudan.org](mailto:ijime@mailsoudan.org)

・新潟県いじめ対策ポータル <http://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp>

＜ 学校いじめ防止対策委員会 ＞



重大事態への対応

- ① 校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、長岡警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ② 当該重大事態への対処については、県教育委員会と連携し、専門的知識及び経験を有する弁護士、医師、人権擁護委員等、外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて対処する。
- ③ いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努めるとともに当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ④ いじめ防止対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。